

# 令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 目的

本県の宇宙産業創出に向けた取り組みを推進するため、宇宙関連の技術開発・試作実証を行う先進的な企業を鳥取県に招聘した商談会の実施により、鳥取県内に拠点を有する企業（以下「県内企業」という。）が持つ技術や製品との新たなマッチングの機会を創出し、県内企業の宇宙関連産業への参入の促進・取引先の拡充に繋げる（既にマッチングしている企業とのフォローアップの実施も含める。フォローアップの実施により、県内企業との関係を深め、確実な受注に繋げていく）。

当該事業の実施に当たり、創意工夫や事業者のノウハウ等の活用により最も効果的に実施できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を行う。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務

### (2) 業務内容

別添1「令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

### (4) 予算額

金5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ア 当該金額は（2）に係る委託料の予算額であり、業務の遂行に当たり必要となる人件費及び事業費（旅費、会議費、外注費、雑費、一般管理費等）等全ての経費は、委託料に含める。

イ 委託料の一部について前金払を行うことができる。

## 3 プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募により行う。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内において法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告日から企画提案書提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件調達の公告日から起算して過去5年間に地方自治体において宇宙ビジネスに係る商談会の企画運営業務を行った実績があること。

## 5 実施要領の交付方法等

令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和8年6月12日（金）から同年7月15日（水）までの間にインターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

### （1）交付期間及び交付時間

令和8年6月12日（金）から同年7月15日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

### （2）交付場所

7に同じ。

## 6 参加表明及び企画提案書の提出等

### （1）参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、以下のとおり7の場所に参加表明をすること。

#### ア 提出書類

令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務委託プロポーザル参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）

#### イ 提出方法

原則、電子メールにより提出することとし、持参又は郵送（必着）も可とする。

電子メール及び郵送の場合は併せて電話連絡を行うこと。

#### ウ 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時必着

※参加表明を踏まえた本プロポーザル参加資格の確認結果については、令和8年7月1日（水）までに電子メールにて参加表明書を提出した者に通知する。

### （2）質問の受付

ア 本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）に質問内容を明確に記載し、令和8年6月24日（水）午後5時までに電子メールにより、7の場所に質問すること。

イ 質問は電子メール以外では受け付けない。

ウ 質問とその回答は、令和8年7月1日（水）までに参加表明書により参加の意思を示した者に電子メールで送信し、併せてインターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>）に掲載する。

### （3）企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、アの提出書類（以下「企画提案書等」という。）を以下のとおり7の場所に提出すること。

なお、提案は1参加者につき1提案とする。

#### ア 提出書類

（ア）令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務企画提案書等提出書（様式第3号）

(イ) 企画提案書（様式・枚数任意。ただし、A4版で作成（必要に応じてA3判の折り込みも可））

※なお、企画提案書には、以下の1～4の内容を記載すること。

1 業務の実施方法

※仕様書の4に示す「業務内容」について、実施方法及び内容を記載すること。

※招聘候補企業については、事前に数社想定し、プレゼンテーションの際、説明すること（企画提案書への記載は求めない）。

2 実施スケジュール

※上記1の実施が月別に分かるようにすること。

3 事業実績（事業名、事業概要、事業成果、実施年度、発注者等）

※類似事業の実績を記載すること。

4 実施体制

※業務にかかる社内体制等を記載すること。

※外注、再委託を予定しているのであればその内容も記載すること。

(ウ) 見積書（様式任意）

※2(4)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(エ) 法人の概要（様式任意）

(オ) 法人の定款及び登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行のもの） ※コピーも可

(カ) 直近会計年度の決算書（貸借対照表、損益計算書等） ※コピーも可

(キ) 個人情報の管理に係る申告書（様式第4号）

イ 提出部数 正本各1部、副本各5部

ウ 提出方法

持参又は郵送（必着）とし（電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない）、持参による提出の場合は、提出期限までの日（土日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。郵送の場合は、提出期限までに必着のこととし、併せて7に電話連絡を行うとともに、書留郵便等により送付すること。

※本プロポーザルへの参加は、参加表明書を期日までに提出した者に限る。

※発注者が提出書類を受理後、書類の差し替え、追加又は削除は原則として認めない。

エ 提出期限

令和8年7月15日（水） 午後5時必着

オ 提出された書類は、返却しない。

## 7 各種書類提出先・問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部産業未来創造課

電話 0857-26-7690 電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

## 8 審査の方法

- (1) 令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運營業務委託プロポーザル審査会を開催し、あらかじめ提出された企画提案書等、9のプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、別添2「令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運營業務委託プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき審査委員が個別に採点（100点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。その結果、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

また、評価項目及び配点は評価基準のとおりである。

- (2) 審査結果は文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>）で公表するものとする。通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載する。

また、公表の内容のうち審査結果については、契約者名及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載する。

- (3) 審査の経緯は公表しない。
- (4) 審査員に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

## 9 プレゼンテーションの開催

- (1) 開催日 令和8年7月24日（金）（予定）
- (2) 場 所 鳥取県庁内会議室で開催（鳥取県鳥取市・予定）
- (3) プレゼンテーションの持ち時間等 20分以内（厳守）

※プレゼンテーション終了時、審査委員からの質問時間を15分～20分程度設ける。

※原則、対面によるプレゼンテーションとするが、遠方からの参加により鳥取県までの移動時間の確保が難しい場合などは、WEBによる参加・提案を認めるものとする。

- (4) その他 正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

## 10 契約の締結

- (1) 8により最優秀提案者に選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

- (2) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「県」という。）が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に県が発注した物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を請け負わせたと認められるとき。

## 11 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 12 業務の要件に反した場合の取扱い

受託者が業務の実施に当たり契約の要件に反した場合には、県は契約の全部又は一部を解除することができる。

## 13 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする

ア 4の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

ウ 2（4）の予算額を超える金額の見積書を添付した企画提案書等

(2) 参加費用 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 業務内容に関する説明会は実施しない。

(4) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非公開情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となる。

なお、企画提案書及び見積書について、同条例の規定による公文書開示請求が行われた場合、全部開示を原則（ただし、特定の個人を識別することができる情報を除く）とする。

イ 企画提案書及び見積書の作成・提出にあたっては、上記アに留意し、企画提案書を作成・提出すること。なお、企画提案書に記載していない内容をプレゼンテーションにおいて詳細に説明することは差支えない。

ウ 提出された書類について、県は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 主なスケジュール（予定）

令和8年6月12日（金）	調達公告
令和8年6月24日（水）	参加表明書の提出期限、質問の提出期限
令和8年7月1日（水）	参加資格の確認結果通知、質問の回答期限
令和8年7月15日（水）	企画提案書等の提出期限
令和8年7月24日（金）	プレゼンテーション
令和8年7月下旬以降	審査結果通知、契約締結